

奈良県高等学校等奨学金(育成奨学金)の予約申請について

1 制度の目的

この制度は、勉学する意欲がありながら経済的な理由により、修学が困難な人に奨学金を貸与することを目的とします。

2 予約申請対象者

平成19年度に高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む)又は専修学校の高等課程(規則に定めるものに限る)へ進学することを予定する者の内、前記高等学校等に入学後において育成奨学金の貸与を希望し、次の条件に該当する者。

- (1)家族全員の収入額の合計が、生活保護基準の1.5倍以内であること。
- (2)中学校1年から中学校2年までの全履修科目の評定平均値が3.0以上であること。(5段階評価)
- (3)高等学校等へ入学後、親権者等が奈良県内に居住する予定であること。
- (4)高等学校等へ入学後、地方公共団体等より、他制度の学資の貸与又は給付を受ける予定のないこと。

3 貸与月額(平成18年度実績)

国・公立	私立
18,000円(5,000円)	30,000円(17,000円)
自宅外加算	5,000円(5,000円)
へき地加算(へき地自宅通学者のみ)	12,000円(-)

注：()内は、生活保護高等学校等就学費の受給者

4 申込みの時期と書類

募集は10月下旬まで

(在学する学校を通じての申請となりますので、各学校へ確認してください。)

(1) 申込みの提出書類

奨学金の申込みのために用意していただく書類は、次のとおりです

育成奨学金貸与予約申請書 [第2号様式・用紙は在学する学校で受領してください]

所得に関する市町村長の証明書 (扶養人数、所得金額、課税金額、社会保険料等の控除金額、非課税の

場合は、非課税理由の記載されたもの。原則として世帯全員分が必要ですが、被扶養者の方は不要。)

住民票謄本(世帯全員)(省略のないもの。外国籍の方は「登録原票記載事項証明書」)

(2) 書類の提出先

在学する各学校に提出して下さい。

(3) 結果通知

審査の結果、予約を認める場合は、各学校を通じて育成奨学金貸与内定通知書を送付します。

5 制度の概要

育成奨学金 (対象:平成17年度以降高校等入学生)

高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む)又は専修学校の高等課程(規則に定めるものに限る)に在学している人。

親権者又は未成年後見人が県内に住所を有している人。

向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好であると認められる人。

経済的理由により、修学が困難と認められる人。

地方公共団体、その他公共的団体から学資の貸与、又は給付を受けていない人。

(注) について

評定平均値が3.0以上であること。

について

家族全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍(特に意欲があると認められる場合にあっては、予算の範囲内で3.0倍)以内であること。ただし予約については、生活保護基準の1.5倍以内で募集します。

予約制度あり。(高校等へ入学後の申請もできます。)

修学支援奨学金

高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)又は高等専門学校に在学している人。

親権者又は未成年後見人が県内に住所を有している人。

向学心に富み、学習態度が良好であると認められる人。

経済的理由により、著しく修学が困難と認められる人。

地方公共団体、その他公共的団体から学資の貸与、又は給付を受けていない人。

(注) について

家族全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍以内であること。

予約制度がありませんので、高校等へ入学後に申請してください。

6 返還について

在学期間中に貸与(貸付)を受けた総額を、卒業等又は辞退後6ヶ月経過したのち、10年以内に返還しなければなりません。返還金は、新たな奨学生の貸付原資となります。

(返還方法)

返還方法は10年以内の均等払いで、半年賦と月賦の方法があります。

奈良県教育委員会事務局
学校教育課 奨学金係
〒630-8502
奈良市登大路町30
0742-27-9859